

● 建設事業における労務費率・保険料率一覧表

(令和6年4月1日改定)

業種 番号	事業の種類	工事開始日が 平成30年4月1日～ 令和6年3月31日のもの		工事開始日が 令和6年4月1日～ のもの	
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設 ずい道等新設事業	18%	1000分の64	19%	1000分の 34
		19%	1000分の62		
32	道路新設事業	19%	11	19%	11
33	舗装工事業	17%	9	17%	9
34	鉄道または軌道新設事業	24%	9	19%	9
35	建設事業（既設建築物設備工事業を除く）	23%	9.5	23%	9.5
38	既設建築物設備工事業	23%	12	23%	12
36	機械装置の組立て 又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの 38%	6.5	38%	6
		その他のもの 21%			
37	その他の建設事業	24%	15	23%	15

◎ 建設事業における算定基礎額の考え方

建設の事業において有期事業に係る労働保険料等を算定する場合、継続事業と同様、**労働者に支払った賃金で算定することが原則**です。数社の請負関係で工事を行う場合は、下請け事業の労働者の賃金額を把握する必要がありますが、困難と判断される場合は賃金総額の特例として以下の方法により請負金額で算定することができます。

● 「税抜」の請負金額に労務費率を乗ずる

建設の事業において有期事業に係る労働保険料等を算定する場合、元請工事の請負金額（**消費税分を除いた請負金額**）に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とみなし、その額に保険料率等を乗じて労働保険料等を算定することができます。

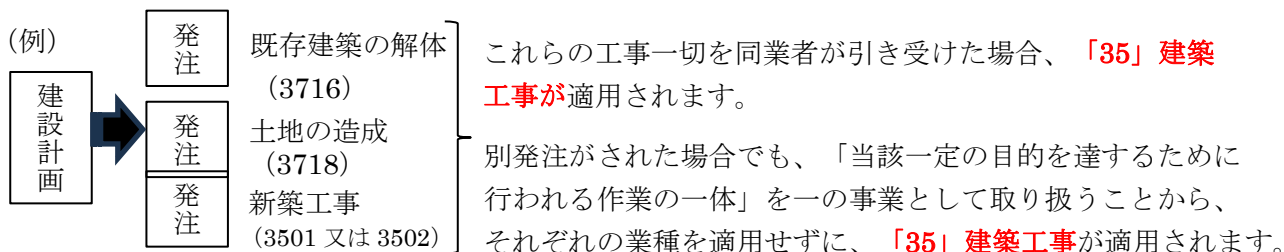
● 発注者（注文者）から支給された物は、請負金額に加算すること

建設現場における保険料算定基礎額を請負金額で算定する場合において、請負金額のほか、注文者自身が別に機械器具等を購入していた場合は、その物の価格（税抜）を請負金額に加算して申告することとなっております。

支払賃金で算定した場合と、請負金額を基に労務費率を乗じた場合に賃金総額とみなすとしており、その請負金額に機械器具等が入っていない額で算定した場合とでは、個々の事業の保険料の公平性が欠けてしまうためです。

◎有期事業に係る業種の振分けについて

有期事業については、当該一定の目的を達するために行われる作業の一体を一の事業として取り扱うこととされており、分割発注を受けた場合でも、最終的に完成される工作物で業種は適用されます。



◎機械装置の組立て又は据付けの事業について

労務費率を使用して賃金総額の計算を行う場合の原則は上記のとおりですが、業種36「機械装置の組立て又は据付けの事業」では、「当該価額に相当する請負代金の額に加算しない物」として掲げられた特定の工事用物については、その価額に相当する額を請負代金の額から控除することとしています。請負代金に特定の工事用物の価額が含まれているか否かは仕様書等を確認した上で判断してください。

機械装置の範囲（例示）

- | | | |
|---------------|-----------------|--------------------------------|
| 1. 湿式排煙脱硫装置 | 6. 抄紙機（改造） | 12. エレベーター |
| 2. 火力発電所ボイラー | 7. 連続鋳造機 | 13. エスカレーター |
| 3. 原子炉 | 8. 発泡ポリスチレンプラント | 14. 石油精製、石油化学プラント |
| 4. ゴミ焼却装置 | 9. 電気集塵装置 | 15. 水力発電設備 |
| 5. 原子力発電所タービン | 10. ガス発生装置 | 16. 索道（ロープウェイ、
ゴンドラリフト、リフト） |
| | 11. 水処理設備 | |

特定の工事用物に該当するかの判断については、山形労働局労働保険徴収室（023-624-8225）までお問い合わせください。